

## 行政文書の閲覧について



行政文書には、利用に供することにより個人の人権・プライバシーを侵害する恐れのあるものや、団体等の利益を侵害する恐れのあるもの、また、法律で公表することが禁じられたものがあります。

そのため、文書館が収蔵する行政文書(歴史的公文書)等については、これらの情報に留意しつつ、一定の基準に基づいて審査し、時の経過を考慮して閲覧利用に供しています。

### ◆広島県行政文書について

広島県の行政文書は、1年・3年・5年・10年・30年などの保存期間を決め、保存年限の満了した文書は廃棄することになっています。ただし、その中から毎年、歴史資料として重要な文書を文書館が選別し、保存しています。また、平成23年度以前は保存期間に「長期」という区分があり、期間を定めず長期間県庁で保存する文書もありました。このような長期保存文書のうち、完結後30年が経過したのものも、その一部が文書館へ移管されています。

文書館では、所蔵する行政文書を公開利用に供するため、『広島県行政文書簿冊目録』を作成し、閲覧室に配架しています。この目録には、文書を作成した課ごとに、請求記号、簿冊表題、作成開始年度・完結年度が記載されており、以下の2種類の文書が含まれています。

#### 1.再選別の結果、永久保存することになった文書

#### 2.再選別が済んでいない文書

このうち1は、請求記号の最初に"S"が付いているもので、簿冊表題だけでなく、その文書の内容説明を[概要]として記しています(一部例外あり)。また、1については、簿冊に含まれる1件ごとの文書の件名を記した『行政文書件名目録』を別に作成し、整理が済んだものから順次公開しています。

このほか、当館へ移管された長期保存文書についても、目録を別に作成しています。

◆行政文書の審査について

文書館が収蔵する行政文書等に記録されている個人情報については、時の経過を考慮し、作成・取得後 30 年以上の「一定の期間」が経過し、個人の権利利益を害する恐れが認められなくなった時点で閲覧利用に供することとしています。

個人情報については、次の表を基に審査し、個人の権利利益を侵害する恐れがないと認められる「一定の期間」の目安としています。

30 年を経過した行政文書等に記録されている個人情報について

行政文書等に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の種類の例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50 年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80 年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110 年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ウ 門地

- 行政文書の審査は、原則として 15 日以内に行います。ただし、分量や内容によっては、相当な時間がかかる場合があります。
- 行政文書は、利用者からの申請を受けて、その都度審査を行います。
- 過去に審査を行い、閲覧利用に供したことのある文書については、閲覧申請した当日に利用することができます。
- ただし、初めて審査する文書については、申請してもすぐに利用できない場合があります。また、審査の結果、非公開と判断した文書については、申請しても利用できません。
- 審査の結果、部分公開と判断した文書については、閲覧制限の必要な箇所をマスキングもしくは袋掛けをして閲覧利用に供します。

